

東日本大震災等における留学生住宅総合補償の特例措置について

(財)日本国際教育支援協会は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波の影響により留学生住宅総合補償の継続手続きが困難となっている外国人留学生を救済し、協力校及び連帯保証人の負担を軽減するために、以下の特例措置を実施します。

1. 特例措置の内容

(1) 既加入者の継続手続きの6か月猶予

平成23年3月11日以降に補償期間が満了する加入者については、継続手続きを6か月間猶予できるものとし、猶予期間中に継続手続きをすることで補償期間が継続していたものと見なします。

(2) 保証人補償基金の支払対象範囲の拡大

平成23年3月11日に補償期間が残存し、その後6か月未満の間に補償期間が満了する契約については、補償期間を平成23年9月11日まで延長することとし、この期間内に解約・明け渡しをした場合には、保証人補償基金の支払対象とします。

※これは、震災による特別措置であり、震災による事由に該当しない申請については、認めない場合があります。

2. 特例措置の適用地域等

それぞれ、以下の地域に在住するまたは在籍する学校がある外国人留学生とします。

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	東京都
2市町	全34市町村	全35市町村	全59市町村	37市町村	15市町	8市町	47区市町

(地域の詳細：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y-img/2r985200000167hm.pdf>)

3. 手続き等

事前の手続きを必要としません。

4. 本件照会先

事業部 保険・補償課

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

TEL：03-5454-5275

FAX：03-5454-5232

電子メール：mutual-pr@jees.or.jp